

週休2日交替制に関するQ & A

週休2日交替制に関するQ & A

- Q1 技術者等が休日を取得した場合、交替要員を充てる必要があるのか..... 1
- Q2 土・日・祝日・年末年始休暇・夏季休暇に作業が必要な地域維持業務の扱いは..... 1
- Q3 地域維持業務では、連絡体制として複数名を配置し、発注者から連絡があっても対応できるように待機している状態である。実施要領において「待機日は休日としない。」としているため、休日の確保が困難であるがどのように対応するのか..... 1
- Q4 災害時等の緊急対応工事とはどのような工事が対象か..... 1
- Q5 緊急性が高い工事とはどのような工事が対象か..... 1
- Q6 対象期間の考え方は..... 1
- Q7 対象期間が4週間（28日）に満たない工事又は対象期間の最終月が4週間（28日）に満たない工事の取扱いは..... 1
- Q8 「対象期間が著しく短い建設工事等」とはどれくらいかの期間か..... 2
- Q9 「施工体制台帳上の元請け業者及び下請業者の技術者・技能労働者」を休日確保の対象としているが建設業法で記載を不要としている建設工事の請負契約に該当しない下請負人については、確認対象となるのか。..... 2
- Q10 週休2日（完全週休2日交替制・月単位・通期）達成状況の確認方法は違うのか..... 2
- Q11 「休日確保状況を証明する方法を記載した施工計画書」とは具体的に何を記載するのか... 2
- Q12 休日確保の達成状況はどのような資料等で確認するのか..... 3
- Q13 機械設備・電気通信設備の点検業務は対象となるのか..... 3
- Q14 休日に作業員等が他の現場で作業をしていた場合は休日としてカウントしてよいのか..... 3
- Q15 作業員等が地域貢献として地元の清掃活動等に参加した場合、休日としてよいのか..... 3
- Q16 現場稼働日に現場代理人が休日を取得した場合、現場に現場代理人が不在となるがよいのか..... 3
- Q17 例えば、7月と10月のみ作業を行う地域維持業務（草刈）の場合、作業工程がない期間は対象期間となるのか..... 3
- Q18 当初、完全週休2日交替制の取組を希望せず、結果的に完全週休2日交替制を達成した際の補正係数の扱いは..... 3
- Q19 週休2日交替制が達成できなかった場合の措置（ペナルティー）は..... 3

Q1 技術者等が休日を取得した場合、交替要員を充てる必要があるのか

A1 次のイメージ図のとおり、技術者及び技能労働者ごとで、休日が確保されていれば、必ずしも交替要員を充てる必要はありません。

〇〇工事	技術者等	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	工期日数	休日日数	休日率	平均
	A技術者	休日				休日			休日							10	3	30%	30%
	B技術者		休日				休日		休日			休日				14	4	29%	
	C作業員			休日			休日		休日					休日		14	4	29%	
	D作業員				休日			休日			休日	休日				12	4	33%	

※工事現場は毎日稼働（現場閉所しない）

Q2 土・日・祝日・年末年始休暇・夏季休暇に作業が必要な地域維持業務の扱いは

A2 土・日等に作業が必要な地域維持業務は、原則、週休2日交替制適用地域維持業務としています。作業員等が休日確保をしているイメージ図を前項に掲載していますので、参考にしてください。

Q3 地域維持業務では、連絡体制として複数名を配置し、発注者から連絡があっても対応できるように待機している状態である。実施要領において「待機日は休日としない。」としているため、休日の確保が困難であるがどのように対応するのか。

A3 作業員等の待機体制を交替制にするなど、休日が確保できるよう取り組みをお願いします。
 なお、現場へ出る体制を確保している待機については（自宅以外）、休日として取扱いませんが、自宅待機については、令和7年6月以降の実施要領を適用している工事から、休日として扱うこととしています。

Q4 災害時等の緊急対応工事とはどのような工事が対象か

A4 天災（豪雨、出水、土石流、地震等）や事故に対する突発的な対応（法面崩壊に伴う土砂撤去、土のう積による仮締切（仮復旧）、応急仮工事や道路啓開等）を想定しています。

Q5 緊急性が高い工事とはどのような工事が対象か

A5 土・日・祝日・年末年始休暇・夏季休暇を問わず、作業が必要な工事等を想定しています。

Q6 対象期間の考え方は

A6 工事着手日から工事完了日までとなります。

なお、工場製作のみが行われている期間、工事全体を中止している期間や災害時等の緊急対応、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間等は対象期間に含まれません
 工事着手日…工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所などの設置又は測量をいう。）に着手した日

工事完了日…工事完成通知書の提出見込日から後片付け期間を除いた日

Q7 対象期間が4週間（28日）に満たない工事又は対象期間の最終月が4週間（28日）に満たない工事の取扱いは

A7 対象期間が4週間に満たない場合、完全週休2日交替制では、1週間に2日以上の日を確保したと認められる状態（週単位）であれば、取組を達成しているとみなします。

月単位では、4週8休（現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合が8日／28日の状態をいう。）以上の休日確保したと認められる状態（対象期間内における土日の日数以上

の休日)であれば、取組を達成しているものとみなします。
なお、対象期間が著しく短い建設工事等は、対象外とすることができます。

Q8 「対象期間が著しく短い建設工事等」とはどれくらいかの期間か

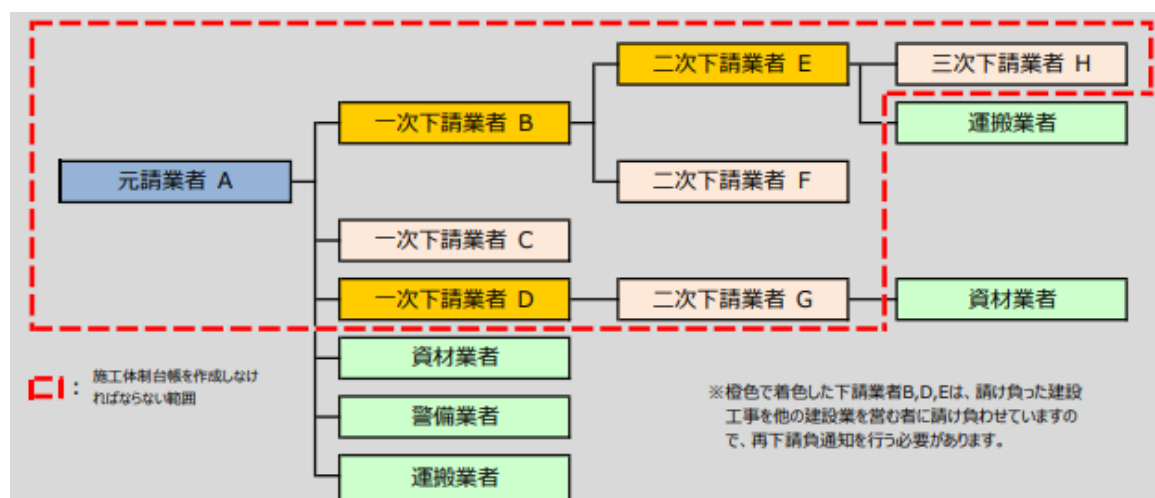
A8 対象期間において4週8休(平均休日数の割合が8日/28日)以上を確保することが困難である「1週間未満」を想定しています。

Q9 「施工体制台帳上の元請け業者及び下請業者の技術者・技能労働者」を休日確保の対象としているが建設業法で記載を不要としている建設工事の請負契約に該当しない下請負人については、確認対象となるのか。

A9 施工体制台帳に記載された全ての労働者が休日確保の対象となります。従って、建設業法で施工体制台帳に記載する必要のない下請負人で施工体制台帳に記載されていない場合は、確認対象になりません。

【参考】

○「建設業法に基づく適正な施工体制について Q&A (中国地整 HP)」抜粋



※警備業者が施工体制台帳を作成しなければならない範囲外となりました。

Q10 週休2日(完全週休2日交替制・月単位・通期)達成状況の確認方法はどう違うのか

A10 完全週休2日交替制では、工事着手日から起算して1週間ごとに、技術者及び技能労働者が交替しながら2日間(平均休日数の割合が2日/7日)以上の休日が確保されているかを確認します。

月単位では、工事着手日から起算して4週間(28日)ごとで4週8休(現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合が8日/28日)以上の休日を確保しているかを確認します。

通期では、工事着手日から工事完了日までの対象期間全体で4週8休以上の休日を確保しているかを確認します。

Q11 「休日確保状況を証明する方法を記載した施工計画書」とは具体的に何を記載するのか

A11 「様式1 休日取得計画表(交替制)」を添付してもらうことを考えています。なお、当初の段階では、休日取得計画をたてるのが困難なため、一部未記入での提出となります。(様式1の「作成例」を参照ください。)

「様式1 休日取得計画表」の掲載先は次のとおりです。

広島県の調達情報>トップページ>様式集>建設工事関係__その他の契約関係の様式

Q12 休日確保の達成状況はどのような資料等で確認するのか

A12 受注者から毎月7日までに提出される、休日の取得状況を記入した「様式1 休日取得計画表」と、その根拠となる資料（休日実績が記載された工程表、休日等の作業連絡記録やK Y実施記録等）から休日確保の達成状況を確認することを想定しています。
なお、休日確保の確認のために、新たな書類を作成する必要はありません。

Q13 機械設備・電気通信設備の点検業務は対象となるのか

A13 「土木工事標準積算基準書（機械編）」及び「電気通信保守点検業務 積算基準書」を適用する業務は、対象外となります。また、これらに類する業務についても内容を判断し対象外にすることができます。

Q14 休日に作業員等が他の現場で作業をしていた場合は休日としてカウントしてよいのか

A14 交替制による休日確保とは、「技術者及び技能労働者が該当工事現場で取得した休日」のことであるため、作業員等が他の工事現場の作業を行っても休日として取扱います。

Q15 作業員等が地域貢献として地元の清掃活動等に参加した場合、休日としてよいのか

A15 地域貢献（ボランティア活動や清掃・催事参加等）のみを実施する場合は休日として取扱います。ただし、地域貢献であっても、当該工事現場内において工事現場の作業を伴う場合（現場見学会で施工状況を見せる場合等）は休日とみなせません。

Q16 現場稼働日に現場代理人が休日を取得した場合、現場に現場代理人が不在となるがよいのか

A16 建設工事請負契約約款第10条第3項（地域維持業務委託契約約款第11条第3項）にて「現場代理人は、工事（業務）現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、工事（業務）現場における常駐を要しないことができる。」としており、必ずしも現場に常駐する必要はありません。

Q17 例えば、7月と10月のみ作業を行う地域維持業務（草刈）の場合、作業工程がない期間は対象期間となるのか

A17 作業を行っていない期間は、一時中止と同様に対象期間から除きます。

Q18 当初、完全週休2日交替制の取組を希望せず、結果的に完全週休2日交替制を達成した際の補正係数の扱いは

A18 発注者指定型の月単位交替制適用工事において、工事着手前に完全週休2日交替制の取組を希望する場合は、直近の変更契約の際に、完全週休2日交替制の補正係数を計上することとしています（令和8年8月1日一部改正より空港請負積算基準適用工事が対象）。

Q19 週休2日交替制が達成できなかった場合の措置（ペナルティー）は

A19 （週休2日適用工事実施要領（令和8年6月1日一部改正）を適用している建設工事の場合）完全週休2日交代制対象の建設工事について、受注者の責により、月単位の週休2日に取組む姿勢が見られなかった場合、または、それ以外の建設工事について、受注者の責により、通期の週休2日に取組む姿勢が見られなかった場合は、必要に応じ、土木工事成績評定の「法令遵守等」で減ずるものとする。

（週休２日適用工事実施要領（令和７年６月１日一部改正以降）を適用している建設工事の場合）
受注者希望型の完全週休２日交替制適用工事において、受注者の責により、月単位の週休２日を実施する姿勢が見られなかった場合又はそれ以外の建設工事については、受注者の責により通期の週休２日を実施する姿勢が見られなかった場合、必要に応じて、土木工事成績評定の「法令順守等」で減ずるものとします。

（週休２日適用工事実施要領（令和６年６月１日一部改正）を適用している建設工事の場合）
当初請負対象設計金額５千万円以上の建設工事において、受注者の責により、週休２日を実施する姿勢が見られなかった場合、必要に応じて、土木工事成績評定の「法令遵守等」で減ずるものとします。

なお、措置の対象となる設計金額は、変更請負対象設計金額によらず、当初の請負対象設計金額とします。